

## お 知 ら せ

現在、防衛省において、「航空身体検査に関する訓令」を改正するための手続を実施しております。この改正に伴い、一般幹部候補生（飛行要員）の採用試験のうち、第2次試験において実施される身体検査の合格基準が変更となる可能性があります。その場合には、「平成28年度自衛隊幹部候補生募集要項」に記載された合格基準は一般幹部候補生募集受付期間中であっても変更されますのでご注意くださいとお知らせいたします。

### 1 主な変更内容（「自衛隊幹部候補生募集要項」に関する事項だけ抜粋）

#### (1) 現行

両眼とも遠距離裸眼視力が0.2以上で矯正視力が1.0以上

#### (2) 改正案

両眼とも遠距離裸眼視力が0.1以上で矯正視力が1.0以上。ただし、裸眼視力が0.2未満の者にあつては、矯正視力がマイナス6.0ジオプトリーからプラス3.0ジオプトリーを超えない屈折度のレンズによって1.0以上であるもの

詳細につきましては、防衛省ホームページ（[各種手続](#)）[パブリックコメント](#)（意見公募）で、ご確認ください。

注： 一般幹部候補生（飛行要員）採用試験（第2次試験）において実施する身体検査の合格基準は、上記パブリックコメント（意見公募）に掲載されている航空身体検査合格基準改正案のうち、「甲操（操縦要員に対する検査甲）」の区分に示された基準が適用されます。

なお、この航空身体検査合格基準改正案は暫定案であり、実際の改正基準と異なる場合があることをご了承ください。また、訓令改正後においても、自衛官募集ホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。

### 2 その他

本件について、ご不明な点等がございましたら、以下にお問合わせください。

- (1) 海上幕僚監部人事教育部人事計画課募集班（03-3268-3111（内）50256）
- (2) 航空幕僚監部人事教育部人事計画課募集班（03-3268-3111（内）60237）
- (3) 最寄りの自衛隊地方協力本部

平成28年2月

海上幕僚監部 人事教育部 人事計画課  
航空幕僚監部 人事教育部 人事計画課